

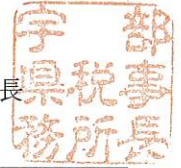
公 示 送 達 書

下記の情報により特定される書類を令和8年9月16日発送しましたが、返戻されたため当県税事務所に保管してありますので、申出があれば、いつでも交付します。

地方税法第20条の2第2項の規定により公告します。

令和8年10月13日

宇部県税事務所長



記

送達すべき書類を特定するために必要な情報	送達を受けるべき者の氏名
令8宇税第1-51号 令和8年9月16日	池本 千速